

（本号の目次）

1. 法律雑誌等に掲載された主な判例
2. 11月の主な成立法令一覧
3. 11月の主な発刊書籍一覧（私法部門）
4. 11月の主な発刊書籍一覧（公法・その他部門）
5. 成立法令＜解説＞
6. 発刊書籍＜解説＞（私法部門）

1. 法律雑誌等に掲載された主な判例

【民事】

- (1) 最一判平成13年10月25日最高裁HP 平成13年（受）第91号 配当異議請求事件
民法372条において準用する同法304条1項ただし書の「差押」に配当要求を含むものと解することはできず、民事執行法154条及び同法193条1項は抵当権に基づき物上代位権を行使する債権者が配当要求をすることは予定していないから、抵当権に基づき物上代位権を行使する債権者は他の債権者による債権差押事件に配当要求をすることによって優先弁済を受けることはできない
- (2) 最二判平成13年10月26日最高裁HP 平成13年（受）第94号条件付所有権移転仮登記抹消登記手続請求控訴、同附帯控訴事件
上告人が被上告人から農地を買い受け、農地法5条所定の転用許可を条件とする条件付所有権移転仮登記が経由されたのち、22年以上同許可申請が行われなかったところ、被上告人が、上告人の同許可申請手続協力請求権が時効により消滅したと主張し、当該農地の所有権に基づく妨害排除として、上告人に対し、同仮登記の抹消登記手続を求めている事案において、農地を転用のために買い受けた者は農地法5条所定の許可を得るための手続が執られなかったとしても特段の事情のない限り代金を支払い農地の引渡しを受けた時に所有の意思をもって農地の占有を始めたものと解するのが相当であるから上告人の本件農地所有権の時効取得を認め、これを否定した原判決を破棄し、第1審判決中上告人敗訴部分を取り消した上、同部分につき被上告人の本訴請求を棄却した。
- (3) 大阪高判平成12年8月22日判タ1067号209頁
貸室契約における原状回復条項を賃借人の一般的な原状回復義務を規定した条項であり、賃借人が通常の使用による損耗汚染を原状に回復する費用をも負担する特約ではないとされた事例。
- (4) 東京高判平成12年11月8日判時1758号31頁
交通事故により死亡した者の逸失利益を算定するにおいては、中間利息の控除割合を年5%とするのが相当であり、本件においてこれを不合理、不公平であるとするべき特段の事情を見出すことはできないから、当裁判所は、中間利息の控除に関し、年5%のライブニッツ方式を採用する。
- (5) 東京高判平成12年11月28日判時1758号28頁
保証人が自己の負担部分を超える額を弁済したかどうかは、当該弁済の時における主たる債務の額を基準として判断するのが最も公平であり、相当である。その後の主たる債務の弁済や免除等の偶然の事情によって共同保証人間の求償権の行使の可否や求償権の範囲を定めるのは、法的安定性を害するものであり、相当でない。
- (6) 東京高判平成12年12月20日金法1625号49頁
不動産の所有者は、その不動産の所有権に基づく物権的請求権を根拠として、所有権移転登記の抹消登記請求権を放棄する旨の意思表示をすることを求める給付訴訟を提起することができ、その勝訴判決は、不動産登記法145条2項所定の権利放棄書面に該当する。
- (7) 東京高判平成13年1月15日判時1757号97頁
出生後間もなく長男として出生届出をされ、30年以上にわたり実子同様に養育されてきた実子でない者が、養育者から相続を受けた後、相続回復請求権に基づき建物収去土地明渡等を求められたケースにおいて、養子縁組の成立を認めることはできないが、相続回復請求権の行使は権利濫用として許されないとされた事例。
- (8) 東京高判平成13年8月20日判時1757号38頁
高等学校卒業までか、少なくとも義務教育を修了するまでの女子年少者については、逸失利益算定の基礎収入として賃金センサスの女子労働者の平均賃金を用いることは合理性を欠くものといわざるを得ず、男女を併せた全労働者の平均賃金を用いるのが合理的と考えられる。
- (9) 東京地判平成10年12月25日判タ1067号206頁
催告の内容証明郵便が受領拒絶された場合に、催告の通知が債務者に到達したことを確定的に認定することは困難というべきであるが、受領を拒絶した時点で催告が到達したものとみなし催告の効果を認めるのが、時効制度の趣旨及び公平の理念に照らし相当というべきであるとして、時効中断の効力が認められた事例。
- (10) 大阪地判平成12年9月7日判タ1067号200頁
床下用防虫ネット、床下換気扇等の訪問販売を業とする原告が、原告の元従業員で

あった被告らとの間で締結した販売代理店契約中の競業禁止条項に基づき、被告らの同契約終了後3年間の同種商品の販売等の禁止の不作为と同条項違反による損害賠償を請求した事案において、主任補に格付けされたことのない被告に対する請求をいずれも棄却し、主任補に格付けされていた被告に対して、地域を近畿6県内に限り期間を3年間に限定して不作为を命じ、損害賠償請求は棄却した事例。

(11) 長野地裁諏訪支判平成12年11月14日判時1759号94頁

死亡交通事故の被害者の逸失利益算定に際して、中間利息として年3%の控除をすることが相当であるとされた。

(12) 名古屋地判平成12年11月27日判タ1066号104頁（名古屋南部大気汚染公害訴訟）

工場及び道路が汚染源となって排出する大気汚染物質によって、健康被害等の損害を受けたとして、大気汚染物質の排出差止と損害賠償の請求をしたという本件事案において、

1 自動車排出ガスによる国道23号線沿道に対する汚染が、沿道20メートルまでに居住する住民の気管支喘息の発症、増悪を招来した高度の蓋然性が経験則に照らして認められ、これらの間に因果関係がある。

2 被告会社らには、本件地域に本件各工場を建設、操業開始をした点について立地上の過失があり、本件各工場の操業を継続するにつき、周辺住民の生命、身体に被害を及ぼすことのないよう健康被害発生についての継続的な調査予見義務及び最善の防止対策をとるべき結果回避義務を怠ったから、損害賠償責任を負う。

3 被告国は、国道23号線の設置、管理者として、気管支喘息の発病、増悪につき、損害賠償責任を負う。

4 被告国に対して、自動車の走行による浮遊粒子状物質が所定の濃度を超える排出をしてはならない旨を命じた事例。

(13) 東京地判平成12年12月18日判時1758号66頁

建物の賃貸借契約において、建物を明渡すときは量表の取替え、襖の張替、クロス張替、クリーニングの費用を賃借人が負担するとの特約がある場合、その特約条項は公序良俗に反するものとは認められないし、特約の文言解釈上、自然損耗分を含まない趣旨であると解釈するのも困難であり、当事者双方において特約条項を限定的に理解して契約を締結したという事情も認められないのであるから、本件特約条項は文言どおりの拘束力をもつ。

(14) 東京地判平成13年2月16日金法1625号55頁

限定承認者が民法934条1項の損害賠償責任を負うのは、相続の限定承認に基づく清算手続の実施の時点において、限定承認者が相続債権者あるいは受遺者であると認識していたにもかかわらず、あえて当該債権者等に対し個別の催告をせず、または、失念あるいは法律の規定の不知により個別の催告を怠ったような場合に限られる。

(15) 東京地判平成13年4月11日判タ1067号150頁

江沢民中華人民共和国主席の講演会の企画をした大学が、講演会参加の申込をした学生の氏名、学籍番号、住所及び電話番号を記載した名簿を警備当局の要請により提出したことはプライバシー侵害に当たるが、正当な理由に基づくものであり違法性が阻却されるとされた事例。

【商事】

(16) 東京地判平成13年1月18日判時1758号143頁

Y本社は、ディリバティブ取引の状況や損失の発生に応じて一応の管理体制をとってきたことが認められるのであるから、巨額損失発生の実事とこのことから伺われる本件ディリバティブ取引の危険性といった事実のみから、ディリバティブ取引による損失の発生を結果的に防止できなかったからといって、このことだけから、これを取締役会を構成する各取締役がその業務監視義務に違反したことを裏付ける事実であると評価することはできないし、他方でこのような会社の管理体制に委ねるだけでは不十分であるなど、被告らの責任原因を基礎づける具体的な事実関係については、原告は何ら主張立証していない以上、取締役である被告らにつき、業務監視義務に違反する責任があるとは認められないというべきである。

【知財】

(17) 最三判平成13年6月12日判タ1066号217頁

上告人が特許出願をしていた発明に係る特許を受ける権利の持ち分に関して、無権利である被告上告人が承継人と称して出願人名義変更届出を特許庁長官に提出して、特許権の設定の登録を受けた場合において、上告人は被告上告人に対して、本件特許権の被告上告人の持ち分につき移転登録手続を請求することができる。

(18) 最一判平成13年10月25日最高裁HP 平成12年（受）第798号 出版差止等請求事件

小説形式の原稿におおむね依拠して作成された連載漫画が同原稿を原著作物とする二次的著作物であるとして、同原稿の著作者から同連載漫画の著作者に対する同連載漫画の主人公を描いた原画の作成、複製又は配布の差止請求が認容された事例

(19) 東京高判平成13年10月25日最高裁HP 平成13年（ネ）2931号不正競争民事訴訟事件

「HTTP://www.j-phone.co.jp」をインターネット上のアドレスとして、インターネット上のウェブサイトを開設し「J-PHONE」等の表示を用いて商品の宣伝等をした行為は、不正競争防止法2条1項1号、2号所定不正競争行為に該当するとして、アドレスの中止及び抹消の各請求を認容したものの控訴審。

不正競争行為を現しているもの、あるいは、不正競争行為をするおそれがある者に対し、当該不正競争行為を禁止することが許されるのは当然であり、仮に、そのことによって表現の自由が制約を受けることになったとしても、そのことは何ら憲法に違反するものではないというべきである、として、ウェブサイト上からの本件表示を

抹消することの違法性を認めなかった。

(20) 東京地判平成13年7月25日判タ1067号297頁

路線バスの車体に描かれた絵画作品は、著作権法46条所定の美術の著作物で「恒常的に設置されているもの」に該当するとされた事例。

路線バスの車体に描かれた絵画作品の写真を、幼児向けに自動車の解説を目的とした図書の表紙などに掲載して書籍を販売した行為が、著作権法46条4号の「専ら美術の著作物の複製物の販売を目的とする行為等」に当たらないとされ著作権及び著作者人格権にもとづく損害賠償請求が排斥された事例。

【民事手続】

(21) 最二判平成13年6月8日判タ1066号206頁 金法1624号39頁

1 日本に住所等を有しない被告人に対し提起された不法行為に基づく損害賠償請求訴訟につき、民訴法の不法行為地の裁判籍の規定に依拠して日本の裁判所の国際裁判管轄を肯定するためには、原則として、被告人が日本においてした行為により原告の法益について損害が生じたとの客観的事実関係が証明されれば足りる。

2 ある管轄原因により日本の裁判所の国際裁判管轄が肯定される請求の当事者間における他の請求につき、民訴法の併合請求の裁判籍の規定に依拠して日本の裁判所の国際裁判管轄を肯定するためには、両請求間に密接な関係が認められることを要する。

(22) 高松高判平成12年11月27日判時1759号76頁

受送達者の住所でも就業場所でもないところに訴状、期日呼出状、判決が送達されたため、不適法であった場合に、判決確定は外形を備えている以上、旧民訴法420条1項にいう「確定ノ終局判決」に該当し、再審の訴えを提起することができる。

(23) 東京地判平成10年9月2日判タ1067号264頁

海外に本社をおく会社を被告とする訴訟提起について、訴状受領者が被告の日本における代表者でも従業員でもない者であったため訴状の送達を無効としたうえ、被告が当該事件の審理に關与する機会が実質的になかったとして、その欠席判決につき再審事由（民訴法338条1項3号）があるとされた事例。

上記の場合における再審期間について同法342条3項により同条1項の適用がないとして、再審申立てを適法とした事例。

(24) 仙台地判平成11年12月22日判タ1067号185頁

私立大学側の大学教員に対する当分の間教授会への出席を停止する処分及び授業の担当からはずす処分に対する訴えは司法審査の対象となるとされた事例。

私立大学側の大学教員に対する当分の間教授会への出席を停止する処分が違法であるとして、教授会への出席妨害に対する妨害排除請求が認められた事例。

私立大学側の大学教員に対する当分の間教授会への出席を停止する処分及び授業の担当からはずす処分が違法であるとして、慰謝料請求が認められた事例。

(25) 東京地判平成13年10月25日最高裁HP 平成11年（ワ）6024号商標権民事訴訟事件

いわゆるフレッド・ベリー商標の付されたスポーツウェアを並行輸入して国内で販売する原告らが、商標権者が同商品は偽造品であるので販売を中止するようにとの内容の通知書を送付した行為は虚偽の事実を告知し、流布する行為に該当すると主張して、不正競争防止法2条1項13号に基づき損害賠償を求めて棄却された先行事件の理由中の判断の拘束力が争われた。

裁判所は、理由中の判断が直接に既判力の対象となるものではないが、被告が争点について再び争うことは、先行事件の判決によって原告と被告らとの間で既判力をもって確定している各請求権の存否と矛盾する主張をすることであり、実質的に、同一の争いを繰り返すものであるとして、損害賠償請求は棄却した。

(26) 京都地決平成13年5月28日判タ1067号274頁

民事再生債務者に対して売掛債権を有していた債権者が動産売買の先取特権に基づく物上代位権行使のため同再生債務者の有する第三債務者への売掛金を差し押さえたところ、同再生債務者から民事再生法第31条に基づく担保権実行としての競売手続実行中止命令の申立がなされた事案において、手続を中止することが本件民事再生手続における再生債権者の一般の利益に適合し、かつ差押債権者である相手方に不当な損害を及ぼすおそれがないものとは認められないとして、当該申立が棄却された事例。

【労働】

(27) 最一判平成13年10月25日最高裁HP 平成7年（オ）第1453号、平成11年（オ）第853号、854号損害賠償請求事件

税関職員の組織する労働組合とその組合員らが当局による昇任差別等があったとして提起した損害賠償請求を全部棄却した原判決が是認された事例（H7オ1453）

税関職員の組織する労働組合とその組合員らが当局による昇任差別等があったとして提起した損害賠償請求のうち組合の請求を一部認容しその余の請求を棄却した原判決が是認された事例（H11オ853・854）

(28) 福岡高判平成11年3月25日判タ1066号251頁

製鉄会社の従業員の遺族が、労働基準法79条、80条、労働者災害補償保険法12条の8第2項に基づいて遺族補償給付及び葬祭料の支給を求めたところ、労働基準監督署長が不支給としたので、同処分の取消を求めたという本件事案において、本件急性心筋梗塞は、身体を暑熱と冷氣にさらすことを繰り返す精神的、身体的負荷を伴う本件作業を原因として発症したものであり、本件作業と本件災害との間には相当因果関係が認められ、本件災害は業務上の死亡といえるから、本件不支給処分は、違法である。

【刑事】

(29) 最一判平成13年7月19日判時1759号150頁

建設工事請負人が注文者の大阪府から請負代金を早く受け取るために、虚偽の書類を作成提出して代金を受領したという事案において、単に支払を早めたにすぎない場合に詐欺が成立するかどうか争われた。判旨は、欺罔手段を用いて不当に早く受領した場合に、それが欺罔手段を用いなかった場合に得られたであろう請負代金の支払と社会通念上別個の支払に当たるといえる程度の期間、支払の時期を早めた場合に限り、刑法246条1項の詐欺が成立するとし、有罪判決を破毀差し戻した。

(30) 最一決平成13年10月25日 最高裁HP 平成12年（あ）第1859号強盗被告事件

スナックのホステスであった被告人は、生活費に窮したため、同スナックの経営者C子から金品を強取しようと企て、自宅にいた長男B（当時12歳10か月、中学1年生）に対し、強盗を指示命令したところ、当時Bには是非弁別の能力があり、被告人の指示命令はBの意思を抑圧するに足る程度のものでなく、Bは自らの意思により本件強盗の実行を決意した上、臨機応変に対処して本件強盗を完遂したことなどが明らかであることから、被告人には強盗の間接正犯又は教唆犯ではなく共同正犯が成立するとされた事例

(31) 最二判平成13年11月5日最高裁HP 平成8年（あ）第267号 所得税法違反、業務上横領被告事件

A株式会社（以下「A」という。）の取締役経理部長または、A経理部次長として、いずれも、Aの資金の調達運用、金銭の出納保管等の業務に従事していた被告人が、第三者がAの株を買ってその経営権をD会長ら一族から奪取しようと画策していたのに対抗して、これを阻止するための工作資金及び報酬等にAの資金を流用しようと企て、支出権限がないのに、業務上保管中のAの現金を買い占め側に対する現金交付の意図が専らAのためにするところにあったとすれば、不法領得の意思を認めることはできず、業務上横領罪の成立は否定されるところ、諸処の事実認定から業務上横領罪における不法領得の意思が認められるとされた事例

2. 11月の主な成立法令一覧

★は後記に解説あり

種類 提出回次 番号
議案件名

・閣法 151 35

予防接種法の一部を改正する法律

・・・予防接種禍に関する給付対象および条件の改正。

・閣法 151 36

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律

・・・家族介護を行う労働者に対する深夜業務および時間外労働の制限に関する法律。

国が職業生活と家庭生活の両立のために必要な措置を講ずることを条文化している。

・閣法 151 60

銀行法等の一部を改正する法律

・・・銀行持株会社に係る特例に関する諸事項を定めた法律。

・閣法 151 65

地方公共団体の特定の事務の郵政官署における取扱いに関する法律

・・・地方公共団体が処理する事務を郵政官署において取り扱うための措置を講ずる法律。

戸籍法・地方税法・外国人登録法などに関する事務を取り扱うとするもの。

・閣法 153 1

司法制度改革推進法

・・・司法制度改革推進にあたり、目的・基本理念・計画・組織等に関する事項を定めたもの。

・閣法 153 3

平成十三年九月十一日のアメリカ合衆国において発生したテロリストによる攻撃等に対応して行われる国際連合憲章の目的達成のための諸外国の活動に対して我が国が実施する措置及び関連する国際連合決議等に基づく人道的措置に関する特別措置法

・・・★

・閣法 153 4

自衛隊法の一部を改正する法律

・・・自衛隊の施設等の警護出動に関する改正。自衛隊の施設には米軍基地等が含まれる。

・閣法 153 5

海上保安庁法の一部を改正する法律

・・・停船命令に応じない異常な挙動の船舶に対し、武器の使用を認める法律改正。

・閣法 153 20

テロリストによる爆弾使用の防止に関する国際条約の締結に伴う関係法律の整備に関

する法律

・ ・ ・ 同国際条約締結に伴う関係国内法整備のための法律。改正は、爆発物取締罰則・核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律など計8法にも及ぶ。

3. 11月の主な発刊書籍一覧（私法部門）

★は後記に解説あり

著者 出版社 頁数 定価
書籍名

- ・堀口 亘 商事法務研究会 770頁 ¥6800
最新証券取引法〔新訂第3版〕
- ・小山 昇 青林書院 468頁 ¥4700
現代法律学全集22 民事訴訟法〔新版〕
- ・岡 伸浩 法学書院 368頁 ¥3300
理解する民事訴訟法
- ・内田晴康・横山経通 商事法務研究会 215頁 ¥2700
インターネット法〔第3版〕 ・ ・ ・ ★
- ・慶應義塾大学商法研究会編 津田利治 慶應義塾大学出版会 624頁 ¥8200
慶應義塾大学法学研究会叢書71 会社法以前
- ・東京弁護士会会社法部編 商事法務研究会 131頁 ¥1800
別冊商事法務243 執行役員・社外取締役の実態 商法改正の方向を含めて
- ・原田晃治・始関正光・江原健志 商事法務研究会 604頁 ¥4900
別冊商事法務244 会社法制の大幅な見直しに関する各界意見の分析
- ・横田康祐・中島寛・岡田洋佑 酒井書店 216頁 ¥2800
新・書式全集 簡裁民事手続 I（解説と手続）
- ・横田康祐・中島寛・岡田洋佑 酒井書店 234頁 ¥3000
新・書式全集 簡裁民事手続 II（解説と手続）
- ・東京地方裁判所商事研究会編 酒井書店 436頁 ¥5200
新・書式全集 非訟事件手続（解説と手続）
- ・鈴木・福井・山本・久米編 信山社出版 272頁 ¥2900
競売の法と経済学
- ・木村達也・宇都宮健児・小松陽一郎 青林書院 632頁 ¥4800
個人債務者再生手続実務解説Q & A〔増補版〕
- ・岡野翠穂 丸善 368頁 ¥3800
知的所有権への挑戦 特許・商標の国際出願・取得・活用
- ・椿寿夫・伊藤進編 商事法務研究会 177頁 ¥2200
別冊NBL66 法律行為の無効
- ・坂田 宏 有斐閣 380頁 ¥7000
民事訴訟における処分権主義
- ・梶村太市・深澤利一・石田賢一編 青林書院 410頁 ¥3700
リース契約法

4. 11月の主な発刊書籍一覧（公法・その他部門）

★は後記に解説あり

著者 出版社 頁数 定価
書籍名

- ・憲法理論研究会編 敬文堂 288頁 ¥2800
憲法理論叢書9 立憲主義とデモクラシー
- ・小池幸夫・小池和彰 税務経理協会 212頁 ¥2500
解説 所得税法
- ・松岡 博 大阪大学出版会 240頁 ¥1800
国際私法・国際取引法判例研究
- ・日本社会保障法学研究会編 法律文化社 324頁 ¥3900
講座 社会保障法第5巻 住居保障法・公的扶助法
- ・吉田謙一 有斐閣 290頁 ¥2500
有斐閣ブックス 事例に学ぶ法医学

・室井 力 法律文化社 380頁 ¥2700
現代法双書 新現代行政法入門 1

・佐藤進・児島美都子編 法律文化社 316頁 ¥2900
HBB 私たちの社会福祉法

・藤田康幸編 中央経済社 335頁 ¥3000
個人情報保護法Q & A . . . ★

5. 成立法令<解説>

・平成十三年九月十一日のアメリカ合衆国において発生したテロリストによる攻撃等に対応して行われる国際連合憲章の目的達成のための諸外国の活動に対して我が国が実施する措置及び関連する国際連合決議等に基づく人道的措置に関する特別措置法
同法は、①自衛隊の活動内容、②活動範囲の拡大、③武器使用の基準緩和など、99年に成立した周辺事態法の解釈を大幅に見直す内容となっている。
①に関しては、陸上を除く武器・弾薬の輸送、②に関しては事実上の無限界の活動範囲、③に関してはPKO協力法の規定に加え、防護の対象が「管理下に入った者」となった諸点につき、憲法9条の解釈を巡り議論となった。
期限を付したものの国会承認が事後承認とされたことも与野党間の争点となり、同法は2年間の時限立法とされた。

6. 発刊書籍<解説>

・インターネット法〔第3版〕
インターネットにかかわる法律問題に関する基本および実用書。初版出版以来、4年間で3度改版されているため、高度情報通信ネットワーク社会形成基本法（IT基本法）に関する最新論点についても適時解説が加えられている。さらに新版（第2版）出版以降に成立した法律に関し、プロバイダー業務を規制する法律（電気通信事業法）や電子署名法などの法解釈や適用基準についても言及されており、旧版を既読の場合であっても一読の価値がある。

・個人情報保護法Q & A
現在継続審理中の個人情報保護法案に関する逐条的解説書。冒頭ではプライバシーの一般的概念から従来の判例の立場、立法の経緯等も触れられているので入門書としても機能する。
前段は法案の章立てがほぼ各章の章立てになっており、事例別に一問一答形式になっている。後段は通信・金融・医療・その他の事業別にケーススタディ的な構成を採る。それぞれのケースについて、同法と関連諸法の適用範囲についても触れているので、実用書としても有用である。

(C) Copyright (財)日弁連法務研究財団
掲載記事の無断転載を禁じます。